

岐阜市ダンボールコンポスト普及促進協力者の市ホームページ掲載要領

令和 8 年 6 月 4 日決裁

1 趣 旨

この要領は、ごみの減量・資源化を推進するため、ダンボールコンポストによる生ごみ減量活動を支援する市民、事業者等（以下「実施者」という。）をダンボールコンポスト普及促進協力者（以下「協力者」という。）として登録し、市ホームページ等により周知を行う事業について、必要な事項を定めるものとする。

2 協力者の役割

協力者は、市民へダンボールコンポスト消耗品の販売を行うほか、市が行う補助金制度や出前講座などの情報提供等を行い、ダンボールコンポストの普及促進に無償で協力するものとする。

3 協力者の要件

協力者は、次の要件を満たす実施者を対象とする。

- (1) 市が行う生ごみ減量の取組に賛同し、ダンボールコンポストの普及促進に無償で協力することができること。
- (2) 市内に拠点をもち、ダンボールコンポスト消耗品（基材及びダンボール）を対面で販売する場所を市内に有すること。
- (3) 岐阜市暴力団排除条例（平成 24 年岐阜市条例第 13 号）第 6 条に規定する暴力団又は暴力団と密接な関係を有する団体でないこと。
- (4) 政党又は宗教への勧誘その他団体の拡大を目的としないこと。
- (5) 市ロゴフォーム等により登録等の申請又は届出を実施できること。
- (6) 市との間で電子メール等でのやり取りが可能であること。
- (7) 市による生ごみを減らす取り組みについて、チラシ等の掲出及び案内に協力すること。
- (8) 市が求めたときは、迅速にチラシ等を撤去すること。
- (9) 市民対応を誠実に行うこと。
- (10) ダンボールコンポストの使用及び維持管理の方法に関し、市民からの問い合わせに対応し、又は近隣の協力者を案内すること。
- (11) 公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれがないこと。

4 協力者の申請及び登録

(1) 申請及び登録

協力者として登録を希望する実施者は、市ロゴフォーム等により市に申請するものとし、市が適当と認めた場合は、協力者として登録することとする。

(2) 登録内容の変更等

協力者は、登録内容に変更があるとき、又は登録を解除する場合は、速やかに市ロゴフォーム等により市に届け出ることとする。

(3) (1) により決定したとき及び(2) により変更又は解除したときは、当該申請者に対し、通知するものとする。ただし、通知を希望しない場合又は通知が不要と認められる場合は、この限りでない。

(4) 情報通信技術を利用する登録等

(1) 及び(2) の規定による申請及び届出並びに(3) の規定による通知については、岐阜市情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例(令和4年岐阜市条例第42号)第3条第1項から第3項までの規定を準用する。

(5) 登録抹消

協力者が次のいずれかに該当するときは、市は登録を抹消することができる。

ア 偽りその他不正な行為により登録したことが判明したとき

イ 「3 協力者の要件」の規定に違反したとき

ウ 市が、協力者として不適当であると認めたとき

5 ホームページ等への掲載

(1) 市は、登録した日から概ね7日以内に市ホームページ等に掲載することとする。

(2) 掲載期間に定めはないものとする。ただし、協力者から登録解除の申し出があったとき、又は市が不適切と判断したときは、掲載を終了することができる。

6 ホームページ等への掲載内容

市は、協力者に係る次の情報を市ホームページに掲載する。

(1) 協力者名

(2) 協力者所在地

(3) 対応(販売)時間

(4) 問い合わせ先(電話番号など)

(5) その他特記事項

7 市の免責

市は、ダンボールコンポストの普及促進への協力に伴い発生したトラブル等について、一切の責任を負わない。

8 その他

この要領に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この要領は、令和8年6月4日から施行する。